

町職員の給与等のあらまし

町民の皆様にご理解をいただくため、平成30年度の職員の給与等の状況をお知らせします。
 なお、一部の項目については、平成31年4月1日現在の状況を記載しています。
 (積丹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定による。)

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

①採用と退職等の状況

区分	採用	離職						離職計
		退職			免職			
		定年	死亡	自己都合 その他	分限	懲戒	失職	
一般行政職	2人			6人				6人
技能労務職								
医療職	1人							
計	3人			6人				6人

②職員数の状況(各年度4月1日)

区分	30年度	31年度	対前年度増減数	主な増減理由	備考
一般会計	60人	55人	△5人	退職者不補充	職員数は、特別職、臨時職員、非常勤職員を除いた一般職員の数であり、地方公務員の身分を保有する休職者を含みます。
特別会計	6人	6人	0人		
計	66人	61人	△5人		

※町職員の定数は条例で上限が定められており、その総数は、96人となっています。

2. 職員の人事評価の状況

積丹町職員の人事評価実施規程(平成28年訓令第4号)により平成28年4月1日より実施

3. 人件費等の状況

①人件費の状況(全会計決算見込)

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支(※)	人件費 B	人件費率(B/A)
30年度	2,027人(H31.3.31)	3,894,754千円	23,732千円	636,112千円	16.3%
29年度	2,100人(H30.3.31)	3,553,266千円	70,409千円	663,887千円	18.7%

注)人件費は、職員に支給される給料や諸手当のほかに、使用者が負担する共済費などの費用の合計をいいます。(特別職・議員・委員の報酬等も含まれます。)

※)実質収支とは、歳入歳出の差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいいます。

②職員給与費の状況(全会計決算見込)～各年度中の採用者、退職者を含む～(単位:千円)

区分	職員数 A	給与費				1人当たりの給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
30年度	66人	240,796	39,151	96,971	376,918	5,711
29年度	70人	252,796	42,867	101,750	397,413	5,677

③一般行政職平均給料等

区分	平成30年4月1日現在	平成31年4月1日現在
平均給料月額	318,100円	328,500円
平均年齢	40歳1月	43歳5月

④初任給及び経験年数別平均給料月額(各年度4月1日現在)

区分	初任給	経験年数			
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	
31年度	大学卒	180,700円	278,600円	304,800円	361,200円
	高校卒	148,600円	対象者なし	283,900円	327,500円
30年度	大学卒	179,200円	270,600円	331,100円	368,300円
	高校卒	147,100円	対象者なし	276,000円	329,200円

⑤職員手当の状況（平成31年4月1日現在）

手当名	内 容				
扶養手当 (月額)	①配偶者 6,500円 ②子 10,000円 ③15歳に達する日以後の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子 1人5,000円加算 ④父母等6,500円				
住居手当 (月額)	①家賃の月額が12,000円を超える借家等の場合 家賃の月額に応じて27,000円を限度に支給				
通勤手当 (月額)	①交通機関利用者 運賃の額55,000円までは全額支給 ②自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000円から31,600円の範囲で支給				
特殊勤務手当	ボイラー等管理手当（10月～4月まで月額支給）4,000円				
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給				
寒冷地手当	11月から3月まで月額支給 ①世帯主（扶養親族あり） 23,360円 ②世帯主（扶養親族なし） 13,060円 ③世帯主以外 8,800円				
期末・勤勉手当	区 分	期末手当	勤勉手当	計	備 考
	6月期	1.3月分	0.925月分	2.225月分	※職務の区分に応じて加算措置有
	12月期	1.3月分	0.925月分	2.225月分	
	合計	2.600月分	1.85月分	4.45	
退職手当	区 分	自己都合		定 年	
	勤続20年	19.6695月分		24.586875月分	
	勤続25年	28.0395月分		33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分		47.709月分	
	最高限度	47.709月分		47.709月分	

⑥特別職の給料等（平成31年4月1日現在）

区 分	給 料 月 額	期 末 手 当	備 考
町 長	650,000円	6月期 2.2月分	加算措置：有
副町長	560,000円	12月期 2.2月分	
教育長	530,000円	合計 4.4月分	

⑦議会議員の報酬等（平成31年4月1日現在）

区 分	給 料 月 額	期 末 手 当	備 考
議 長	260,000円	6月期 1.95月分	加算措置：有
副議長	200,000円	12月期 1.95月分	
常任委員長	180,000円	合計 3.9月分	
議 員	170,000円		

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（平成31年1月1日現在）

①勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	午前 8時30分	午後 5時15分	正午～午後 1時00分

②年次有給休暇の取得状況（平成30年1月～12月）

総付与日数A	総取得日数B	全対象職員数C	平均取得日数B/C	消化率B/A
2,320日	449.5日	62人	7.3日	19.4%

③病気休暇の取得状況（平成30年1月～12月）

取得職員数A	取得日数B	1人当たりの取得日数B/A
3人	57.6日	19.2日

5. 職員の休業に関する状況

区 分	人 数
育児休業	3
部分休業	
育児短時間勤務	

6. 職員の分限及び懲戒処分状況

①分限処分

区 分	人 数
休 職	1
降 任	
免 職	

②懲戒処分

区 分	人 数
戒 告	
減 給	
停 職	
免 職	

7. 職員のサービスの状況

サービスの根本基準として、全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力をあげて専念しなければなりません。

町では「服務規程」に基づき、職員一人一人が法令の遵守など服務規律の保持に努めています。平成30年度は服務義務違反がありませんでした。

8. 職員の退職管理の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の6第1項の規定に基づき、平成28年4月1日から退職管理の適正を確保するため「再就職者による現職職員への働きかけ規制」等が導入されました。

このため、法の規定に基づき適正な退職管理に努めています。

9. 職員の研修の状況

研 修 内 容	受講者数
職場外一般研修（新規採用基礎研修）	3人
職場外一般研修（初級研修）	4人
職場外一般研修（中級研修）	1人
職場外専門研修（実務研修）	25人
職場外専門研修（その他）	2人

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員健康診査の状況

職員健康診査受診者数 54名

(2) 職員の福利厚生のための各種団体の設置状況

○北海道市町村職員共済組合

事業の種類	事業内容
短期給付事業	組合員とその家族の病気・けが・出産・死亡などの事故に対して、給付する事業
長期給付事業	組合員が退職したときの年金給付などの事業
福祉事業	組合員とその家族の福祉と健康の増進を図るための事業（住宅建設資金等貸付、疾病予防対策など）

○北海道市町村職員福祉協会

事業の種類	事業内容
医療給付事業	退職会員等が自己負担として支払った医療費の給付、入院見舞金、死亡弔慰金の支給等
貸付事業	一般資金、育成資金の貸付等
福利厚生事業	入院一時金、出産祝金、宿泊施設利用助成等

公費負担 平成30年度実績 173千円

(3) 職員の利益の保護の状況

職員は公平委員会に対して、給与・勤務時間・その他の勤務条件に関する措置の要求や、不利益な処分についての不服申立を行うことができます。

公平委員会では要求を審査したり、不服申立に対する裁決を行うなどの必要な措置を執ります。平成30年度は、措置の要求及び不服申立はありませんでした。

11. その他

議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会に係る人事行政の運営状況は、上記の数値等に含まれております。